

令和5年3月30日
防人育第7320号
防機総務第467号

甲 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省人事教育局長 町田 一仁
(公印省略)

乙 東京都千代田区一番町25番
特定非営利活動法人日本防災士機構
理事長 原 正之
(公印省略)

自衛官の特例による防災士資格取得に関する申合せ

防衛省(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「乙」という。)は、地域防災力の向上を目的として、自衛官の特例による防災士資格取得に関し、次のとおり申し合わせる。

- 3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官に関する特例
乙は、3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官(退職時に3等陸尉、3等海尉又は3等空尉以上の自衛官であった者を含む。)について、防災士資格取得の基本である防災士研修講座の履修、防災士資格取得試験の合格及び救急救命講習の修了(以下「3要件」という。)のうち、防災士研修講座の履修及び防災士資格取得試験の合格を免除する。
- 准陸尉以下3等陸曹以上、准海尉以下3等海曹以上又は准空尉以下3等空曹以上の自衛官に関する特例
乙は、准陸尉以下3等陸曹以上、准海尉以下3等海曹以上又は准空尉以下3等空曹以上の自衛官(退職時に准陸尉以下3等陸曹以上、准海尉以下3等海曹以上又は准空尉以下3等空曹以上の自衛官であった者を含む。)について、3要件のうち、防災士研修講座の履修を免除し、防災士資格取得試験の受験資格を付与する。
- 防災士教本の取扱い
上記1及び2の特例の対象者(以下「特例適用者」という。)は、防災士資格取得に当たり、防災士教本に基づく学習を必要とする。
- 一部の特例適用者に対する防災士資格取得試験の実施に係る協力
甲と乙は、防災士研修講座の履修を免除された自衛官に対する防災士資格取得試験の実施にあたり、協力して会場の確保に努めるものとする。
- その他
本申合せは、令和5年4月1日から実施する。
本申合せに定めない事項又は本申合せの実施に関し疑義が生じた場合は、甲と乙がその都度協議して処理するものとする。